

第2回 総合治水対策のプログラム評価に関する検討会 議 事 要 旨

日時：平成15年11月4日（火）13:00～15:00

場所：国土交通省会議室（合同庁舎3号館11階 特別会議室）

総合治水対策のプログラム評価について以下のとおり全体的な質疑が行われた。

- 全国で50mm/hr対応を目標としているのか。
1/5から1/10程度の確率の時間雨量ということで、50mm/hrを一般的な目標としているが、地域によっては異なる。例えば、北海道は降雨量が少ないので、伏籠川では35mm/hrとしている。
- シミュレーションによる被害予測は具体的にどのように行ったのか。
流出モデルと氾濫モデルを組み合わせて行っている。
- 全体の平均（例えば指標で何%）を評価しても教訓が得られないので、グッドプラクティス（良い事例）とバッドプラクティス（悪い事例）の両方を選んで、それぞれの理由をみる必要がある。また、整備率を時系列で整理する必要がある。
- 健全な水循環や自然環境の観点から、総合治水を評価してはどうか。治水だけを対象にすると関心が低くなる。環境や利水を入っていた方が広がりが出てうまくいく。総合治水の発展形として評価して欲しい。
今後の課題の中で充実した扱いとしたい。
- 新法（特定都市河川浸水被害対策法）についても、治水だけでは後退になる。
新法の衆議院及び参議院の付帯決議で水循環も含めて総合的にやるように決議されていることもあり、総合的に実施していきたい。
- 安全確保のためには、ハードな水害対策が必要である。
- 都市開発を行っていないのに、洪水到達時間が早くなっている河川があるが、上流における山林伐採の影響なのか。
河川改修や農地改良に伴う水路整備の影響もある。
- 未だ農地整備との連携は取れていない。宅地開発の際に、雨水の河川への流出変化対策について、排水路を管理する農業団体からの要請と調整したり、調整池を造っても水が溜まらない等、苦労した経験がある。
- 都市計画の中に水を溜めるという観点があっても良い。学校は避難場所としての利用があるので、公園に調整池を造った方が良い。
- 下水処理水の再利用など水のリサイクルが重要である。総合治水は災害が第一だが、その次に環境等も含む総合的な水対策を挙げて欲しい。
- 通常の河川事業と総合治水は何が違うかを強く意識しておくことが必要であり、流域分担をどのように評価するのかということに力点があっても良い。従来は、人口急増に対して緊急避難的に流域分担を行ってきたが、今や河川法も改正され、また人口急増も起こり得ないなど、対象とするテーマが変わってきている。そういう意味で、農業との連携をどうするのかということが、ますます重要になってくる。
流域対策を民間にお願いするのであれば、河川管理者としても目標を定めてやっていくと宣言したことについて、きちんと評価をするべきと考えられるので、治水施

設の効果も流域対策と同様に評価したい。

- 今後の課題として、調整池の管理や下水道との関係を整理しているが、まだ残っている問題がある。例えば、小規模開発が止まらないということに関しては、金融や保険との連携をもっと考える必要がある。
- 流域協議会の設置と運営に関しては、評価が甘い。常に動かして、新しい河川の計画づくりに発展しなければならない。流域協議会自身による事後評価が必要である。
担当者レベルの会議は開催されているが、近年被害が出ていないので、協議会が開催されていないと考えられる。課題として、Plan-Do-Seeをやっていくべきと整理した。
- 流域協議会はあくまでも手段であるが、どういう機能を持っているのか、開かなくてもいいものになっているのではないか、その辺を突いて欲しい。治水はめったに起きない問題だから興味を失う。流域関係者が興味、意識を持ってやれる仕組みが重要である。開かれたか、開かれなかったかではなく、それぞれの流域で、どういう機能を果しているのかということと合わせて評価する。
最低限の機能は果したという整理をしているが、さらに整理したい。
- 流域対策の評価は重要であり、緑地保全については、相続税のために土地を売らざるを得ないといったことに対する議論もある。
- 都市計画との調整がうまくいっているのは本当か。都市計画との調整を示すデータはあるのか。
市街化調整区域から市街化区域へ編入する時には調整を図っており、何らかの対策を講じることを条件に編入している。データが出せるかについては分からない。河川管理者としては、市街化は好ましいことではないが、人口増への対応のため、対策を講じることで仕方がないことと考えてきた。しかし、今後は人口も減少し、開発圧力も小さくなることから、土地利用と治水のあり方については課題として言及している。
- 評価する上で、被害額、事業費等の根拠となる数字がないと説得力がない。B/Cが1を上回っていても、総合治水着手後に被害が出ている河川では効果があったと言えるのか。
市街化が予想以上に進んだ河川もあり、整備途上では効果が発現されていなかったが、徐々に効果が発揮されてきている。B/Cについては、精査中であり次回報告したい。
- 新法は、治水に関して原因者責任を位置付けたという点で意義があるが、水害だけでやって、うまくいくのか心配である。新法に対する流域協議会をつくるにしても、環境も含め、全体が整合する必要がある。
- 当初計画に対する評価よりも、経験を将来にどのように活かしていくかということが重要である。
総合治水の10年という時間的な問題、今の総合治水を今後どうしていくのかといったことについて、次回議論をお願いしたい。

(以上)